

最高裁総訟第 100 号

令和 7 年 3 月 27 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

「最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いに
ついて」の一部改正について（指示）

令和 6 年 7 月 16 日付け最高裁総訟第 209 号大法廷首席書記官指示「最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いについて」（以下「保管金等指示」という。）の一部を下記のように改正します。

記

記 1 中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 平成 12 年 8 月 31 日付け最高裁総三第 96 号事務総長通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」の定めは、その性質に反しない限り、最高裁判所の事件の受付を担当する裁判所書記官が行う保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務の取扱いについて準用する。

付 記

この指示は、令和 7 年 3 月 27 日から実施し、この指示による改正後の保管金等指示記 1 の(2)の定めは、令和 6 年 7 月 16 日から適用する。

最高裁総訟第 209 号

令和 6 年 7 月 16 日

改定 令和 7 年 3 月 27 日 最高裁総訟第 100 号

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いに
ついて（指示）

標記の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 事件に関する保管金等の取扱い

- (1) 平成 4 年 9 月 2 日付け最高裁総三第 31 号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」（以下「運用通達」という。）の定め（記第 5 の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所の事件に関する保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務で裁判所書記官の行うもの並びに民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事務の取扱いについて準用する。この場合において、記第 3 の 1 の(1)中「ただし、各裁判所は、事務の取扱い上必要があると認めるときは、1 又は 2 以上の部（下級裁判所事務処理規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 16 号）第 10 条の 2 第 2 項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）ごとに備え付けることができる。」とあるのは「ただし、大法廷首席書記官が事務の取扱い上必要があると認めるときは、法廷ごとに備え付けることができる。」と読み替えるものとする。

(2) 平成12年8月31日付け最高裁総三第96号事務総長通達「事件の受付を担当する裁判所書記官が保管金に関する事務を取り扱う場合について」は、その性質に反しない限り、最高裁判所の事件の受付を担当する裁判所書記官が行う保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務の取扱いについて準用する。

(3) 平成17年3月31日付け最高裁総三第000101号総務局長通達「保管金事務処理システムを利用した裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて」（以下「保管金システム通達」という。）の定め（記第4の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、(1)の定めにかかわらず、保管金事務処理システムを利用した最高裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて準用する。

(4) 運用通達記第2の1の(1)のア及び保管金システム通達記第1の1の(2)に定める「種目」は、別表のとおりとする。

なお、別表に記載のない事件に係る種目については、その性質に反しない限り、運用通達別表第1に準ずる。

2 押収物等の取扱い

平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長通達「押収物等取扱規程の運用について」の定め（記第1及び第11の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所における押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務の取扱いについて準用する。

3 保管金等及び押収物等に関する事務の検査

(1) 首席書記官等の検査

首席書記官（大法廷首席書記官を除く。以下同じ。）は、その所属する法廷（訟廷首席書記官にあつては、大法廷）の保管金、保管有価証券、民事保管物、押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物に関する事務（歳入歳出外現金出納官吏、保管有価証券取扱主任官、保管物主任官、歳入徴収官及び物品管理官の取り扱う事務を除く。以下「保管金等及び押収物等に関する事務」

という。)について、毎年1回定期的に、又は随時に検査を行うほか、当該事務の取扱者の異動等により事務の引継ぎを行うときは、これに立ち会って検査し、又は当該取扱者の配置されている法廷の上席書記官（以下単に「上席書記官」という。）に検査させ、その結果を大法廷首席書記官に報告する。

(2) 報告方法

ア 定期検査報告

首席書記官は、毎年12月末日現在の状況を、翌年1月20日までに、別紙様式第1により大法廷首席書記官に報告する。

イ 随時検査報告

首席書記官は、随時に検査を行った際は、別紙様式第1により大法廷首席書記官に報告する。

ウ 交替検査報告

首席書記官は、異動等により保管金等及び押収物等に関する事務の取扱者が交替するときは、前任及び後任の書記官に別紙様式第2の事務引継書を作成させた上、自ら検査し、又は上席書記官に検査させ、交替日から20日以内に、別紙様式第3により大法廷首席書記官に報告する。

付 記

1 実施

この指示は、令和6年7月16日から実施する。

2 指示の廃止

昭和48年3月5日付け最高裁訟第000124号大法廷首席書記官指示「最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いについて」は、令和6年7月15日限り、廃止する。

3 経過措置

この指示の実施の際、既に保管している保管物等及び押収物等については、この指示に基づく手続により保管しているものとみなす。

付 記（令和7．3．27総訟第100号）

この指示は、令和7年3月27日から実施し、この指示による改正後の保管金等
指示記1の(2)の定めは、令和6年7月16日から適用する。

(別表)

種 目	事 件 の 種 類	基 本 法 条
1 民事予納金	上告事件 上告受理事件 特別上告事件 特別抗告事件 許可抗告事件 再審事件 民事雑事件 行政雑事件	民訴費用法 12 民訴条約等実施法 30
2 人身保護保証金	人身保護事件	人身法 10
3 保釈保証金	上告事件	刑訴法 94
4 代替金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 26、73 I 麻薬特例法 19 IV、23
5 追徴保全解放金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 42、73 I 麻薬特例法 20 III、23